

ミシュラン購入の原則

オペレーショナル購買管理-2020年版
ビジネスリファレンス

目次





フロラン・メネゴー
- 最高経営責任者

未来のミシュラン では全てが持続可 能となる



イヴ・シャポー
- 総支配人最高財務責任者

私たちの企業ビジョンは、この信念に基づいています。

ミシュランのミッションは、経済的、環境的、社会的課題のバランスをとることにより、持続可能なモビリティのリーダーであり、世界で最も高いパフォーマンスで革新的で責任ある企業の1つになることです。

これは、持続可能な方法ですべての人のモビリティを向上させるために私たちが毎日行動に移すというコミットメントであり、私たちは企業の目的を通じて次のことを表明しています：

“全ての人にA BETTER WAY FORWARD（前に進むためのより良い方法）を提供すること”



エレヌ・ポール
最高購買責任者

購買ミッション

ミシュランの競争力と成長をサポートする価値の創造と革新性を強化するためにサプライヤーを巻き込むことにより、ミシュランの持続可能なパフォーマンスに貢献します。

この貢献は、卓越したオペレーションと持続可能な購買で達成され、企業倫理、環境保護、人権を強化します。



47,000
社のアクティブなサ
プライヤー



160
万件の発注



280
の購入ファミリー

購買に関する数字



天然ゴム

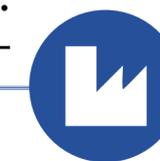


原材料

充填剤、モノマー、エラ
ストマー、金属補強材、
繊維補強材、ケミカル、
オイル、樹脂

4
つの分野

**製造、エンジニアリング、
エネルギー**
機械、建物、工業用サービス・
用品、エネルギー



サービス

物流、マーケティング・コミ
ュニケーション、IS/IT、福利
厚生、不動産、社外調達サ
ービス(経営コンサルティング
サービス、市場調査、研
修、人材サービスなど)





1 – 範囲、定義、適用基本原則

1.1 – 範囲

ミシュラン購買基本原則は、国によらず、サプライヤーとミシュラングループ会社との間のすべての契約に不可欠なものです。

1.2 – 要求・期待されること:定義と適用

ミシュランの購買基本原則には異なる2つのレベルがある:必須事項と期待されること

必須事項

は、最も基本的な原則であり、それなくしてビジネス関係を確立または継続することはできないものです。サプライヤーは、必須事項を遵守し、同一か類似の基本原則がサプライチェーン全体に展開されていることを保証する必要があります。ミシュランの要求に応じて、サプライヤーは法令順守状況について、誠意を持って透明性のある方法で報告する必要があります。ミシュラン購買基本原則に定められた必須事項の全部または一部を遵守しなかった場合は契約違反とみなされ、ミシュランは、関係するサプライヤーとミシュランとの取引関係の全部または一部の終了を含む、そのすべての取引を継続する権利を留保します。

期待されること

は、ミシュランによって推奨され、期待されることです。これは、ミシュランのビジョンを透明性のある方法で示し、すべてのサプライヤーが継続的な改善プロセスを通じてミシュランの期待に沿って改善できるようにするものです。サプライヤーの期待されることへの準拠の評価では、サプライヤーの規模、基本原則の実施に伴う複雑さのレベル、およびこの基本原則への潜在的または実際の違反によって引き起こされるリスクのレベルを考慮に入れるものとします。



ミシュラングループは、次の基本原則を遵守することを最重視している。

- ミシュランとその製品、サービス、業務の全部や一部に適用される法令。
- あらゆる面で人を尊重すること。
- 環境を守ること。

各サプライヤーは、その責任の範囲内で、ミシュランがこれらの基本原則を遵守することに確実に守れるよう、貢献することが期待される。

2 - 基本原則

2.1 - 法令の遵守

必須事項:

サプライヤーは、自社とその製品、サービス、業務の全部または一部に適用される法規制を認識し、遵守しなければならない。

特定のケースに必須事項:

ミシュランの購買活動は、様々な文化、法律、政治体制を持つ多くの国で展開されている。

- a - 場合によっては、ミシュランの購買基本原則が特定の国の法令と完全に一致しないことがある。適用される法規制とミシュラン購買基本原則との間に矛盾がある場合は、より厳しい要件が優先される。
- b - 同一の取引に適用される可能性のある法令が複数ある場合、すべての必須法令が、その地理的影響が及ぶ範囲で常に遵守されなければならない。

期待されること:

サプライヤーは、ミシュランとその業務への製品やサービスの提供が、ミシュランに法令違反をさせないことを保証するものとする。

サプライヤーに対し、サプライチェーン内での同様の基本原則の推進が期待される。

2 - 基本原則

2.2 - 人の尊重

2.2.1 - 人権(就労環境を含む)

必須事項:

サプライヤーは、最低限、以下の事項を遵守しなければならない。

- ・ 世界人権宣言、国連グローバル・コンパクト、OECDガイドライン、及び国連ビジネス・人権ガイドラインなどの国際基準。
- ・ その国で施行されている雇用に関する法・規制・規定(報酬水準、労働時間、結社の自由など)。
- ・ 受け入れ可能な労働条件を通じた個人の尊厳。
- ・ 国際労働機関(ILO)の基本条約、特に児童労働、強制労働、結社の自由、団体交渉権、差別・ハラスメントに関する条約。

期待されること:

サプライヤーは、特に労働時間、休息の権利、報酬に関して、法規制以上のことを適用することが奨励される。

2 - 基本原則

2.2 - 人の尊重

2.2.2 - 個人の健康と安全

ミシュランにとって、健康と安全の質と範囲は、サプライヤー選定の重要な指標です。

必須事項:

- 製品、サービス、オペレーション、サイトの全てに関し、サプライヤーは、健康と安全に関する国内法の強弱に関わらず、適用される法律、規制、その業態におけるベストプラクティスを厳密に遵守することにより、個人の健康と安全を保護する必要があります。
 - サプライヤーは、そのサイトやオペレーションをする場所の近隣のコミュニティに与える健康と安全のリスクを定期的に評価する必要があります。
- 一時的であれ恒常的であれ、ミシュランサイトで働くサプライヤーは以下のことが必須である:
- ・ サイトへのアクセス承認を事前に受けること
 - ・ すべてのサプライヤーの担当者がそのサイトで定められている安全、健康、衛生の規則に確実に準拠するために、必要なすべての対策を定め、実践すること。サプライヤーはその従業員に対し、そのサイトルールを遵守した行動を継続させる必要があります。
 - ・ ミシュランの基準に従って、現場作業を行う前に予防措置を策定すること。
 - ・ 新種のケミカルを使用する際には事前にミシュランに通知し、その特性、リスク、予防措置を詳述した必要な文書を提供すること。
 - ・ 異常がある際には、サプライヤーが働いているミシュランサイトのサイトマネージャーまたは指定された安全担当者に報告するか、それらの担当者が不在の場合はサプライヤーのミシュラン連絡先に報告すること。

期待されること:

サプライヤーは、過去事例から学び、継続的な改善をサポートするように制定された安全衛生マネジメントシステムを実践すること。このシステムは、適切なポリシー、指示、ガイド、情報、意識向上キャンペーン、改善計画、および適切な指標（事故率、リスク状況の報告と管理、安全衛生問題の改善に関する提案の数など）などに基づくことが要求され、ISO45001 認証が推奨される。

2 - 基本原則

2.2 - 人の尊重

2.2.3 - コミュニティー

ミシュランは世界中の国々で、事業を取り巻く社会や地域社会とシームレスに一体化したいと考えています。ゆえにミシュランは、国際的なサプライヤーだけでなく、ミシュランの高い基準を満たす地元のサプライヤーや包括的サプライヤー(たとえば、保護され適応された労働部門のサプライヤー、雇用復帰を促進するサプライヤー、マイノリティに属するサプライヤーなど)からも調達することを目指しています。

期待されること:

ミシュランは、すべてのサプライヤーがその事業を行っている地域や地域周辺の経済的、社会的発展に参加することを奨励しています。

2 - 基本原則

2.3 - 環境保全

ミシュランは環境保全を最重要視しています。サプライヤーも同様に、そのオペレーションに環境保全を考慮に入れなければなりません。

必須事項:

環境保全の観点から、またサプライチェーン全体の環境リスクを制限するために、サプライヤーは、事業を行う国や、製品やサービスが輸入、使用される全ての国で施行されている法律および規制を遵守しなければなりません。サプライヤーは特定のプロジェクトや地域においては、ミシュランの要求に応じて、ミシュランのより厳格な基準を適用する必要があります。

- サプライヤーはまた、要求に応じて、ミシュランに供給する製品やサービスのCSRへの影響を判断するため、またはミシュラングループの利害関係者(顧客、投資家、協会など)の期待に応えるため、必要とされる情報を送らなければなりません。(例: CO2排出量、植物検疫製品の使用、認証など)。

期待されること:

ミシュランはサプライヤーに以下のことを期待しています:

- 環境管理システムを実施し、その活動が環境に及ぼす潜在的な影響を測定し、削減すること。
- 製品やサービスのライフサイクル全体を通じて、廃棄物、有毒/危険物質、包装資材の削減および管理をすること。
- 輸送時を含め、温室効果ガスの排出を削減します。
- 水を節約し、天然資源を保護し、生態系を保護し、生物多様性の維持に努めること。
- 環境への影響が少ない高品質の製品やサービスを開発すること。
- ミシュランが実践するライフサイクル分析の枠組みの中で、ミシュラングループと協働すること。

天然ゴムに対する基本原則の適用



天然ゴムサプライヤーの特殊事例:

天然ゴムは環境や社会に大きな影響を与えます。故にそれ専用アプローチが必要です。

すべての関係者、特に環境と人権の保全を専門とするNGOと共同で作成された、持続可能な天然ゴム (SNR) ポリシーは、ミシュラングループの天然ゴムサプライヤーの契約上のリファレンスであり、この基本原則書類の補足となります。

ミシュランの持続可能な天然ゴムポリシーは：
[こちら](#)



ミシュランは、法令の遵守だけでなく、ビジネスを行う際の倫理と誠実さ(「事業倫理」)を最重要視しています。サプライヤーはまた、誠実に事業運営を行い、企業倫理、特に以下の原則を遵守する必要があります:

3 - 事業倫理

3.1 - 誠実

必須事項:

全てのサプライヤーは誠実に交渉及び契約履行しなければならない。

3.2 - 競争と公正な行動

必須事項:

サプライヤーは、自由で公正な競争を保証し、自社の競合他社とその顧客に関して公正な商慣行を実施し、価格の透明性を確保します。サプライヤー側で反競争的慣行が発生した場合、ミシュランは、被った損害の補償を受けるために必要かつ適切な措置を講じる権利を留保します。さらに、サプライヤーは、ミシュランを支配する立場にある場合に地位乱用的な行動をとったり、取引に重大な不均衡をもたらす不当な報酬を要求したりしないことを約束します。

期待されること:

サプライヤーは独占禁止法遵守プログラムを導入、維持すること。

3 – 事業倫理

3.3 – 輸出入制限

必須事項:

サプライヤーは、「ミシュラングループルール:輸出入制限」文書を遵守するものとします。輸出入制限という用語は、あらゆる製品やサービスに適用される、(i)輸出入および経済制裁(禁輸措置および制裁対象のリストを含む)、(ii)輸出規制(軍事商品または二重用途商品規制)に関連法および規制を指します。

ミシュラングループルールへのリンク:
[こちら](#)

期待されること:

サプライヤーは輸出入制限遵守プログラムを導入、維持すること。

3 - 事業倫理

3.4 - 汚職と斡旋収賄

必須事項:

サプライヤーによる汚職と斡旋収賄ポリシーの侵害は一切許容されません。
特にサプライヤーは、(1)意図的に提供、約束、供与すること、(2)公務員、または第三者の専門的関係者に対して、その活動やその他の取得または保持を目的として、職務の遂行を不当に有利にするための、金銭的またはそれ以外の性質を問わず、直接または仲介者を通じて間接の不当な利益を提供、約束、供与してはならない。

期待されること:

サプライヤーは、その特定の状況において適切に、腐敗、贈収賄、不当な影響力の獲得を検出できる、腐敗防止コンプライアンスプログラムを導入、維持すること。

3 – 事業倫理

3.5 – 利益相反

必須事項:

サプライヤーは、利益相反と見なされる可能性のある行いへの参加を拒否する必要があります。サプライヤーは、現在と将来の取引の関連性の中で、ミシュランの担当者との間に存在する可能性のある利益相反の状況を、ミシュランに表明する必要があります。

期待されること:

サプライヤーは利益相反を認識し、管理するルールを導入、維持すること。

3 - 事業倫理

3.6 - 不正

必須事項:

サプライヤーは、疑わしいものも含み、不正を全く許容しないポリシーを適用するものとします。特にサプライヤーは、(1)故意であろうと過失であろうと、不正な目的、職務、効果を伴う組織やスキームの設立、設立の許可、参加を、そして(2)試行も共謀もしてはなりません。

サプライヤーは、ミシュランが提供する倫理ホットラインを利用するなどの適切な手段により、サプライヤーが認識している不正、不正疑い、不正未遂についてミシュランに通知しなければなりません。

期待されること:

サプライヤーは、特定の状況に対して適切に不正を検出、防止、対処できる不正防止プログラム(内部および外部の両方の不正に対処する)を導入、維持すること。

3 - 事業倫理

3.7 - 贈答品と接待

必須事項:

贈答品と接待に関して、サプライヤーは、適用される法律および規制に準拠しない慣行を控える必要があります。サプライヤーはまた、ミシュラン従業員に直接的または間接的に利益をもたらすこと、またはミシュラン従業員の判断に影響を与えようとする、または不当な利益を得ることを目的とした慣行を控えなければなりません。特に、贈答品や接待は、次の基準を満たす必要があります:

該当する地域の法律や規制の基に認められ、受益者から接待されてはならず、過度の対価または利益を獲得することを意図してはならず、決定に影響を与えることを意図してはならず、戦略的意思決定と一致させてはならず、受益者は現在と将来のミシュランの利益に影響を与える決定を下す際に裁量権を行使せず、事業部門で1回限りであり、社内外に公開されても問題を引き起こさず、厳密にプロフェッショナルな性質であり、リストに記録される必要があります。
例として: 入札プロセスの最中に、サプライヤーがミシュラン従業員にコンタクトし、選択プ

ロセスの担当者の判断に影響を与える可能性のある贈答品や接待を提供することは禁じられています。

取引関係の契約期間中に、サプライヤーがミシュラン従業員やその親族にコンタクトし、高級レストランでの食事に招待することは禁じられています。サプライヤーがミシュラン従業員にコンタクトし、金銭や商品券のような贈答品を提供することは禁じられています。

しかしながら、ミシュランは、リーズナブルな価値の、サプライヤーのロゴや広告を使用した企業向けギフト(例: バックパック、ジムバッグ、コンピューターケース)などの贈答品は認めます。

期待されること:

ミシュランはサプライヤーに、贈答品を授受する際のルールを定めた、贈答品と接待のポリシーを保有することを期待する。

3 - 事業倫理

3.8 - 守秘義務

必須事項:

事業機密の保護に関する法的義務に加えて、サプライヤーは、入札への参加時を含め、ミシュランから提供された情報の機密保持のみならず、製品やサービスに関する機密保持も遵守する必要があります。サプライヤーは、ミシュランへの製品とサービスの供給に関連して合意された目的以外のことに、ミシュランの機密情報を使用してはならない。

期待されること:

サプライヤーは、ミシュランを含む顧客に対する守秘義務違反を防止するためのプログラムを導入、維持すること。

3 – 事業倫理

3.9 – 知的財産(IP)の保護

必須事項:

- 一般的な知的財産(IP)の権利に関する法律および規制の遵守に加えて:
- サプライヤーは、ミシュランの知的財産権を侵害する(または侵害しようとする)行為をしてはならない。
 - サプライヤーは、第三者の知的財産権を侵害する製品やサービスをミシュランに故意に提供したり、ミシュランの為に利用してはならない。
 - サプライヤーがミシュランの活動に影響を与える可能性のある、特定の知的財産権の侵害を主張する第三者からの請求を受けた場合、サプライヤーはミシュランの業務継続性を危険にさらさないよう、ミシュランが必要な手配を行えるように迅速に通知し、協力しなければならない。

期待されること:

ミシュランは、サプライヤーが、第三者が保有するIPポリシーの検証と準拠を含んだ、製品やサービスの開発に適用可能なルールを確立するプロセスを持っていることを期待しています。

3 - 事業倫理

3.10 - 個人情報保護

必須事項:

個人情報保護に関する法律および規制の遵守に加えて、サプライヤーは、ミシュランの代理で個人情報を処理する際に、サプライヤーは個人情報の取り扱いに組織的そして技術的な対策を講じ、ミシュランの指示にのみ基づいて行動し、合意したサービス提供のためにのみ情報を処理することを保証するものとします。ミシュランに対し、個人情報を取り扱う作業の説明(何を、なぜ、誰が、どこで)を透明性を持って行い、ミシュランが法を遵守することの支援とします。その義務の遂行とミシュランと同等の個人情報保護を保証することのできる、ミシュランに承認された下請け業者のみを使用すること。

期待されること:

ミシュランは個人情報保護に取り組んでおり、対象国にて適用されるプライバシー保護法と規制範囲以上以上の、一般データ保護規則(GDPR)の原則への準拠を促進しています。ゆえにミシュランは、すべてのサプライヤーが同様であることを期待しています。

3 - 事業倫理

3.11 - サプライヤーの従業員

必須事項:

従業員の雇用に関連する法規制の遵守の一環として、サプライヤーは「ミシュラングループの人事に関する文書」を遵守するものとします。
[こちら](#)

3 - 事業倫理

3.12 - 行動規範

期待されること:

サプライヤーは、法令やここまでに述べてきたことがらを遵守することに加えて、コミュニケーション、研修、倫理ガイドライン、内部統制、懲戒処分などのそれぞれに関する自社の行動規範を定義し、誠実性の文化を促進し、検知、防止、監視措置を実施することが期待されます。

3 - 事業倫理

3.13 - 倫理ホットライン

倫理ホットラインは、ミシュランの従業員だけでなく、サプライヤーの従業員も利用することができます。このホットラインは、適用される法律や規制、ミシュランの倫理規定や腐敗防止行動規範への違反の可能性を報告するために使用できます。必要に応じて、全ての人が匿名で通報できます。

通報はこちら <https://secure.ethicspoint.com/domain/media/en/gui/38522/index.html>

のオンラインシステムを利用して下さい

(電話で通報することもできます- 上記のリンクから各国の連絡先電話番号を参照してください)

 参照書類:
ミシュラン倫理規定
腐敗防止行動規範

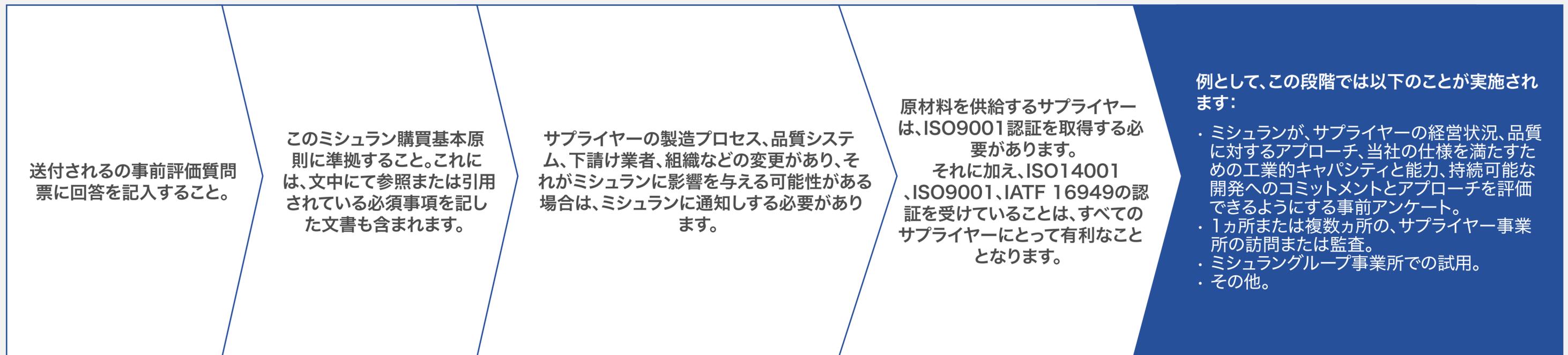


4 - 協働

4.1 - サプライヤー選定の前に

一般にミシュランは、予め定められたプロセスに従って、取引、技術、品質、数量、納期、持続可能性などにおいてミシュランのニーズを満たすことのできるサプライヤーを、潜在能力と実力面で評価します。

最終選考に残ったサプライヤーは、以下の事項に同意する必要があります：



4 - 協働

4.2 - ミシュラン品質と情報システム

4.2.1 - ミシュラン品質ポリシー

人と物のモビリティを改善するというミシュランの取り組みは、品質と安全性の観点から私たちに非常に高い要求を課しています。



ミシュランがその製品とサービスの品質を維持するためには、ミシュランが購入する製品とサービスがベスト品質であることが不可欠です。すべてのサプライヤーは、提供される製品とサービスが、どこから来てどこへ行くかに関係なく、契約上合意された要件に準拠していることを保証しなければなりません。

共にコスト管理にも常に注力しながら、そのレベルの品質を達成しそれを保証するために、必要な手段を講じる必要があります。

ミシュランとそのサプライヤーは、その方向に向けて前進するために協力しなければなりません。

サプライヤー品質保証プロセスでは、ミシュランが品質ポリシーのガイドラインをサプライヤーとの関係において適用し、購入する製品とサービスの品質を管理する方法について詳しく説明しています。

すべてのサプライヤーが遵守すべきこのプロセスは、ミシュラン購買ウェブサイトから入手可能な、以下の文書を参照してください。

4 - 協働

4.2 - ミシュラン品質と情報システム

4.2.2 - ミシュラン情報セキュリティ

ミシュランは、法規制を遵守することだけでなく、情報システムとデータ(処理を担当する第三者機関におけるデータも含む)を保護することも最重要視しています。「SIDサプライヤー」という用語は、ミシュランに以下のサービスを提供する際に使用する情報システムを問わず、情報技術サービス(またはデジタルまたは同等のサービス)の一次または二次サプライヤーを指します: (i) 開発、統合、ソフトウェアソリューションのメンテナンス (ii) 情報技術システムを使用したデータの処理、データへのアクセス、作成、収集、取得、コンパイル、集約、生成、抽出、およびアーカイブを含むがそれらに限定されず、広範囲な意味で行われる処理全般。

必須事項:

SIDサプライヤーは、急速に変化する脅威や新たに特定された脆弱性に対応するために、最先端の組織的な技術的保護手段を展開し、継続的なアップデートをする必要があります。

SIDサプライヤーは適切なタイミングで、ミシュランに次のことを迅速に通知するものとします: (i) 確認された情報セキュリティインシデント (ii) データの場所、下請け業務、ミシュランが講じる保護手段の適用を変更するとき。

SIDサプライヤーは、契約満了か中途解約かを問わず、契約が終了した場合に、データの可逆性を無効とするか、または削除措置を取る必要があります。

SIDサプライヤーは、ミシュラン情報システムを使用する場合、ユーザー憲章および該当するセキュリティポリシーにも準拠する必要があります。

期待されること:

SIDは更に、以下のことが期待されます:

- 情報セキュリティポリシーを作成・発行し、逐次更新する。
- 情報セキュリティポリシーの監査の結果それに準拠していること、ないし外部監査を委託しその結果を定期的に公開します。
- 必要に応じてミシュランが、直接または間接的な脆弱性調査や侵入テストを実行することを許可し、その結果をミシュランに継続的に通知します。
- サービスの一時停止、脆弱性、セキュリティインシデントに迅速な対処を約束する。
- セキュリティインシデントを処理するための適切なレベルのサポートと情報共有を保証する。
- ISO 27001などの認定資格を常に最新の状態に更新し、新たに取得した認証があればそれを報告する。

4 - 協働

4.3 - 持続可能な形で共に前進する

ミシュランは日々の業務において、ミシュランの品質、信頼性、コストの要件を満たし、人々を尊重し、環境を保護しながら継続的な改善に取り組むサプライヤーと協力することを目指しています。

4.3.1 - サプライヤーのCSR評価

ミシュランは、責任ある購買に関する総合的なパフォーマンスを厳格にモニタリングし、管理し、その結果であるCSRインジケータを開示します。

必須事項:

サプライヤーは、CSR評価の実施と必要な是正措置計画の実施を要求される場合、それらを実施するものとします。さらに、サプライヤーはミシュランから直接、またはミシュランが指定したサービスプロバイダーに立ち入りでの監査の実施を認めるものとします。

期待されること:

サプライヤーは、CSRのパフォーマンスに関連する数的目標を設定し、その分野の改善計画を作成することが推奨される。

4 - 協働

4.3 - 持続可能な形で共に前進する

4.3.2 - サプライヤーとの関係の管理

ミシュランは、サプライヤーとの間の、サプライヤー関係管理 (SRM) アプローチに積極的に取り組んでいます。

積極的で透明性があり質の高いコラボレーションに基づき、ここでの目的は、双方に価値をもたらす、競争力と責任のある関係を構築するために協力することです。この目的を達成するために、双方の関係を可能な限り効率的に管理するために、サプライヤーは4つのカテゴリーに分けられます。

- カテゴリー1: 革新的かつ協働プロジェクトに基づく、真の戦略的関係を確立する。
- カテゴリー2: 双方に利益をもたらす競争上の優位性のためにビジネス関係を発展させる。
- カテゴリー3: 継続的な改善に基づいて現在の関係を最適化する。
- カテゴリー4: 合意されたコミットメントに沿って取引関係を構築します。



4 - 協働

4.4 - 調停



サプライヤーが初期の話し合いの後にミシュランから満足いく回答を得られなかった場合、協力的なプロセスのもとで問題を迅速に解決するために、サプライヤーと顧客関係の調停人に助けを求めることがあります。

調停人は、サプライヤーがミシュランと共同契約する通常のコンタクト先(入札を担当する購買エージェント、支払いセンター、契約マネージャーなど)との間で問題の解決を試みた後にのみ関与します。

調停人は、この購買基本原則に沿わないニーズは考慮しません。調停プロセスを開始するには、サプライヤー
ーセクションを使用して調停ファイルを送信する必要があります。

内部調停人によっても解決策が見いだせない場合は、双方は通常の外部調停人のサービスを使用することに合意するものとします。

結論

ミシュラン購買基本原則の遵守は、ミシュラングループ企業と世界中のサプライヤーとの間の基本的な信頼関係の基礎を形成します。

グループのSRMアプローチによってサポートされているこの関係は、ミシュランとそのサプライヤーの価値創造の原動力です。

備考：ミシュランの購買基本原則は定期的に更新されており、現在、16か国語版をオンラインで入手できます：

<https://purchasing.michelin.com/en/purchasing-principles/>



定義 / 用語

ミシュラン購買基本原則で使用されている用語は、以下のように定義されています:

MANQUE
TRADUCTION



MICHELIN - PURCHASING GROUP DEPARTMENT

23, place des Carmes-Déchaux — 63040 Clermont-Ferrand Cedex 9 — France - www.michelin.com -

Design and Production: All Contents - 20050180 - Author: Michelin - Confidential: / - Published: 07/2020 - Retention: WA+3 - Printed copies of this document are not controlled.